

受章おめでとうございます

平成28年春の叙勲、春の褒章、第26回危険業務従事者叙勲で市内から次の4人が受章されました。



春の叙勲
瑞宝双光章

谷川藤平氏 (水口町三大寺)

公立中学校の教諭として、授業研究や教科指導に努められ、中学校教育の推進に尽力されました。公立小学校および公立中学校の教頭・校長として、地域と一体となった学校教育を推進されるとともに、県教育委員会事務局職員として、教育行政の推進に尽力されました。

退職後は、不登校生徒への適応指導教室を行うなど教育相談に努められました。



春の褒章
黄綬褒章

中本清治氏 (甲賀町神)

県内で唯一、原木林造成からシイタケ栽培まで一貫して経営を行うシイタケ生産者として活躍されています。原木シイタケ栽培の経営規模は県内最大であり、山間地の農林家の模範となっています。

また、専門林家として地元の林業研究グループに当初から指導的立場で参加し、地域の農林業の発展に積極的に貢献されています。



危険業務従事者叙勲
瑞宝双光章

田中逸男氏 (甲南町希望ヶ丘本町)

昭和45年4月に京都市消防局に奉職されました。消防隊の指揮者として、山林火災などさまざまな災害現場に出動され、的確な状況判断による防御指揮により被害の軽減に尽くされました。

また、総務および予防業務においては、市民指導の第一線として消防団の事務担当者に対し丁寧な説明を行い、消防団員の事務処理能力の向上に努められるなど多大な功績を挙げられました。



危険業務従事者叙勲
瑞宝単光章

森地隆照氏 (水口町嶺峨)

昭和48年4月に甲賀郡消防本部に奉職され、平成3年に発生した信楽高原鉄道列車事故では、救助隊員として数多くの負傷者を救出されました。

予防課長在任時には、職員研修を通じて予防業務にかかる知識や技術の向上に努められました。また、住宅用火災警報器設置の広報活動を積極的に行うなど地域における災害防止にも尽力されました。

甲賀市職員採用試験

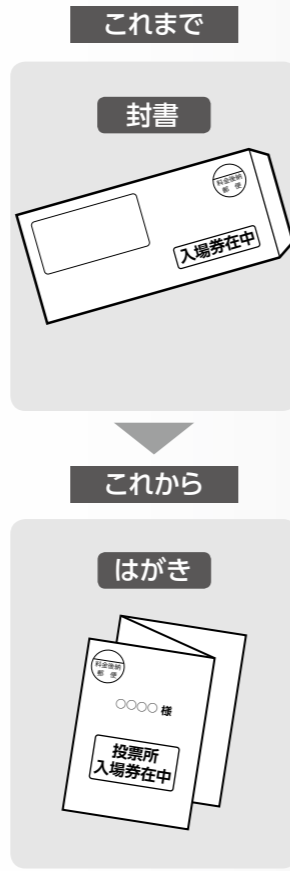
問い合わせ
職員課 人事係 ☎65-0669 / ☎63-4561

採用職種/人数/資格	受付期間	試験日	合格発表	採用予定日
一般事務(上級)/5人程度 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方	6月1日(水)~30日(木) 執務時間中 (8時30分~17時15分)	・一次試験 7月24日(日) ・二次試験 8月下旬~9月下旬	9月下旬~ 10月下旬	平成29年4月1日
看護師/1人/看護師免許 昭和46年10月2日以後に生まれた方	6月15日(水) までの執務時間中 (8時30分~17時15分)	6月26日(日)午後	7月中旬	合格発表から 3カ月以内

7月の参議院選挙から

投票所入場券が「はがき」に変更

選挙の際、封書で発送していた投票所入場券が、7月執行予定の参議院議員通常選挙から「はがき」に変わります。



- はがきは、のりを外して、広げていただくようになります。
- 1枚のはがきに2人分の入場券があります。(3人以上の世帯には複数枚お送りします。)

● 入場券には、期日前投票の際にお書きいただく「宣誓書」の様式を印刷しています。期日前投票をされる方は、あらかじめお書きいただくことで、スムーズに投票いただけます。

● 来月執行予定の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が引き下げられます。投票所入場券は選挙権のある18歳、19歳の方にも発送します。

- 公職選挙法の改正により、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されていない方(引越してからおよそ3カ月までの方)が投票できる機会が拡大されました。該当される方には、選挙人名簿の登録基準日に関係なく、甲賀市に3カ月以上住民登録されていた場合、不在者投票についての案内はがきを発送します。

問い合わせ
選挙管理委員会事務局
☎65-0667 / ☎63-4561

児童手当・特例給付 現況届の提出をお忘れなく

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当・特例給付を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

5月末に市が受給者あてに郵送しています現況届を提出していただかないと6月分以降の手当が受けられませんので、必ず提出をお願いします。

- 提出期間
6月1日(水)~30日(木)
- 提出場所
市民窓口センター・旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センター・こども応援課
※郵送での提出もしていただけます。

問い合わせ
こども応援課 子育て支援係
☎86-8423 / ☎86-8029

奨学資金給付制度のお知らせ

市では、修学の意欲がありながら経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に対して奨学資金を給付しています。

- 給付の対象
次の①から③のすべてに該当する方が対象となります。
①滋賀県奨学資金、日本学生支援機構奨学金、またはこれらに準ずる奨学金の貸与を受けている方
②①の奨学金の貸与を受けた日より前1年以上引き続いて、保護者が市内に住所を有している方
③生活保護法に基づく被保護世帯またはそれに準ずる世帯に属する方
- 給付の額
・高等学校、特別支援学校(高等部)等…月額5,000円
・大学(大学院を除く)等……………月額15,000円
- 申請期間
6月13日(月)~7月8日(金)
- 申請書類
給付を受けるには、申請書類の提出が必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ
学校教育課 学務係 ☎86-8019 / ☎86-8380